

## 奄美市通所型サービス C（短期集中予防サービス）仕様書

## 【地域支援事業】

介護予防・日常生活支援総合事業における短期集中型（通所型サービス C）

## 1. 目的及び参加資格

教室名	介護予防教室「どうくさん教室」
目的	対象者が自立した生活を維持するために、運動機能の機能向上を目指す。
趣旨	高齢期では自立した生活を維持する能力は重要であり、生活機能としての ADL や IADL（日常生活動作）の支えとなっている運動機能の維持向上を目指した体操を実施する。
参加資格	受注者は、あらかじめ委託業務の管理責任者を定めるとともに、医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、柔道整復師、健康運動指導士、健康運動実践指導者等のうち、委託業務を適正に執行するため、必要な職種をもって業務にあたらせる。

## 2. 事業内容・調整事項

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・実施回数：週 1 回 2 時間程度，1 人あたり 12 回程度実施</li><li>※災害や感染症拡大状況で事業実施不可となった場合は，別途日程調整し開催する</li><li>・実施内容：体力測定・毎回の体操等実施。</li><li>* 口腔指導・栄養指導には別途加算あり</li></ul>
対象者選定	<p>市包括支援センターにて実施</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・基本チェックリストから 10 名程度を抽出 (運動 3 項目以上・20 項目までのうち 10 項目以上該当)</li><li>・対象者宅を訪問，介護予防サービス・支援計画書作成し選定</li></ul>
実施会場	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業所が保有する会場内</li><li>・地域の公民館等を借用して実施することは可能。ただし賃借料は事業所負担とする。</li></ul>
送迎について	<ul style="list-style-type: none"><li>・対象者の状況に応じて検討</li><li>* 送迎用車両については，随時タクシー業者を選定し業務委託契約予定</li></ul>

### 3.事業のながれ・役割分担

時期	奄美市地域包括支援センター	委託事業者
教室開催前	<p><b>【対象者選定】</b></p> <p>① 基本チェックリストから、約10名抽出</p> <p>② 対象者宅訪問し介護予防サービス・支援計画書作成</p> <p>③ 事業所への送迎が必要な対象者へは、タクシー業者との委託契約を行う</p> <p><b>【委託業者へ 対象者情報引継ぎ】</b></p>	<p><b>【地域包括支援センターとの情報共有】</b></p>
教室開催1回目		<p><b>【1回目】</b></p> <p>① 会場への案内</p> <p>② 体力測定（内容・種目は要相談）</p> <p>③ 利用者への問診・目標立案</p> <p>④ 教室実施</p> <p>*運動器の機能向上・認知症や閉じこもり予防</p>
2回目～10回目	<p><b>【後半】 教室卒業後の地域資源紹介</b></p>	<p><b>【毎回実施】</b></p> <p>① 血圧測定・体調確認</p> <p>② 教室実施 *（加算）口腔・栄養講話</p> <p>③ 適宜、利用者との面接</p>
11回目		<p><b>【11回目】</b></p> <p>① 体力測定（評価）*初回種目と同内容</p> <p>② 利用者への問診</p>
最終回	<p><b>【委託業者から事業実施報告】</b></p>	<p><b>【最終回】</b></p> <p>・卒業式</p> <p>・体力測定結果の総合評価説明</p>
終了後		<p><b>【事業実施報告・市包括支援センターへ共有】</b></p> <p>・評価報告書作成・提出</p> <p>・改善点など情報共有</p>